

未来のデジタル利活用人材育成事業委託に係る企画提案 募集要項

未来のデジタル利活用人材の育成につなげるため、小中学生を対象にロボット製作とプログラミングによる制御を競う競技大会を開催する。

1 業務名

未来のデジタル利活用人材育成事業

2 提案内容について

別添「未来のデジタル利活用人材育成事業 委託業務仕様書」のとおり

3 契約条件について

(1) 契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 20 日（金）まで

(2) 契約金額限度額

上限 4,089,739 円（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 16 第 1 項及び愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号）第 129 条の 2 に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の金額とする。ただし、同規則第 129 条の 3 に該当する場合は、全額を免除する。

(4) 委託費の支払条件

業務完了検査合格後に精算払いとする。

(5) その他

企画提案に基づく経費積算金額は契約時と同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して契約額を決定するため、積算金額と同じになるとは限らない。

4 応募資格

応募資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

(1) 愛知県内に本社・支社等事業所を有する法人その他の団体であること。

(2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 企画提案書の提出期限の時点において、5 年以内に小・中学生を対象とした同種のイベントの開催実績があること。

(4) 企画提案書の提出期限の時点において、愛知県から「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止処分を受けていないこと。

(5) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

- (6) 民間企業、NPO法人、その他の法人（公益法人、独立行政法人、事業協同組合など）又は法人以外の団体等（権利能力なき社団、有限責任事業組合など）であって、総勘定元帳及び現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。

5 応募に関する要件

応募者は、「業務委託仕様書」を踏まえ、以下により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式1及び別表）
- イ 経費積算書（任意様式）
- ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式2）
※申告内容に応じ、必要となる添付書類の写しを添付
- エ 提案者の概要が分かる資料（定款、会社パンフレット、会員名簿等）
- オ 直近2か年の決算報告書
- カ 過去5年間に実施した同種事業の実績等がわかるもの
- キ 納税証明書（国税、県税、市町村税について、応募時から過去1年以内に未納税額がないことの証明）

(2) 提出部数

- 9部（正本1部、副本8部）
※上記（1）ウ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書、オ 直近2か年の決算報告書及びキ 納税証明書は正本にのみ添付。

(3) 提出期限

2025年7月3日（木）午後5時（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）により指定の提出先宛てに提出すること。
持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 企画提案書作成上の注意

- ・提出書類は、A4判縦方向・横書き、文字サイズ12pt以上を基本として作成すること。（A3判を使用する場合は、三つ折りにすること。）
- ・提出された後、応募者の要望による追加及び修正は一切認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しない。

(6) 応募に関する問合せ

問合せを電子メールで2025年6月25日（水）午後5時までとする。

- ・件名は「未来のデジタル利活用人材育成事業に関する問合せ」とし、団体名、所属、担当者名、連絡先（電話番号及びメールアドレス）を明記すること。
- ・回答は、問合せのあった団体宛てにメールで送信するとともに、愛知県労働局産業人材育成課技能五輪・アビリンピック推進室のWebページに掲載する。なお、質問が質問者固有の内容である場合は、質問者のみに回答する。

(7) 提出先及び問合せ先

愛知県労働局 産業人材育成課

技能五輪・アビリンピック推進室 企画・調整グループ（担当：広中）

【住所】〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県庁本庁舎2階）

【電話(ダイヤルイン)】052-954-6972

【メールアドレス】gorin@pref.aichi.lg.jp

【Web ページ】<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/gorin/>

6 企画提案の選定について

(1) 審査方法

提出された企画提案のうち、県職員による書面審査の上位3者について、県が設置する選定委員会においてプレゼンテーション審査のうえ選定する。ただし、提出された企画提案が3案以下の場合は、書面審査を実施せず、全ての企画提案についてプレゼンテーション審査を実施する。

審査は非公開とし、審査の経過等に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

また、審査期間中に提案の詳細等の追加資料を求めることがある。

プレゼンテーションは一者10分程度、パソコン・プロジェクター等の電子機器の使用は不可とし、説明終了後に質疑応答を行う。

(2) 審査基準

選定委員会で主に以下の項目について評価し、総合的な審査を行う。

ア 企画提案内容

- ・本事業全体の取組方針(基本的な考え方、目標、特徴・アピールポイント等)は適切か。
- ・提案競技の実施内容について、児童・生徒に興味や参加意欲を持たせる工夫がされているか。
- ・提案競技の実施内容について、参加者にモノづくりやデジタル技術の楽しさ・魅力を伝える工夫がされているか。
- ・提案の競技について、それぞれ優劣を競うための指標が明確か。
- ・協力依頼先企業・団体が明確にされているか。
- ・対象学年に照らして、難易度は適切か（易しすぎないか、難しすぎないか）。
- ・県高等技術専門校で開催することを踏まえたプログラムになっているのか。
- ・参加者を募集するための周知方法や範囲が、幅広い申込みを期待できるか。
- ・事前指導について、競技レベル向上のための計画・工夫がされているか。

イ 業務遂行能力

- ・業務実施体制及び業務責任者、その他当該業務に従事する者の役割が明らかにされ、本事業の成果をあげるのに十分な体制であるか。
- ・事業進行スケジュールは、実施可能なスケジュールになっているか。

ウ 見積経費、付加提案

- ・事業費積算は適正に見積もられているか。
- ・その他に本事業の実施にあたり有益と思われる追加提案があるか。

エ 社会的価値の実現に関する取組

(ア) 環境マネジメントシステムの導入

- ・ISO14001、エコアクション 21、KES、エコステージのいずれかの環境マネジメントシステム認証を受けているか。

(イ) 障害者等への就業支援

- ・障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者法定雇用率を達成しているか。(障害者雇用状況の報告義務がない事業主である場合も加対象とする。)
- ・名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用しているか。

(ウ) 女性の活躍促進

- ・あいち女性輝きカンパニーの認証を受けているか。
- ・女性の活躍促進宣言を提出しているか。
- ・えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けているか。

(エ) ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けているか。
- ・くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチナくるみん認定を受けているか。
- ・愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けているか。

(3) 審査結果

審査結果については、後日、全提案者に対して書面で通知する。

(4) 契約

選定委員会において選定された者と委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。
なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

7 その他留意事項

- (1) 企画提案に要するすべての費用は、提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書提出後、応募資格に該当しないこととなった場合は、速やかに県に連絡すること。
- (3) 採用された企画提案書の内容を県と委託先とで協議・調整のうえ、事業実施内容に変更を加える場合がある。
- (4) その他詳細については、県と委託先とで調整のうえ、行うものとする。

8 スケジュール(予定)

2025年6月18日(水) 公募受付開始

6月25日(水) 質問受付締切

7月 3日 (木)	企画提案書の提出期限
7月中旬	書面審査、選定委員会の開催、委託先の決定
7月下旬	契約締結、業務開始
3月 20日 (金)	業務完了、実績報告書の提出